

新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う 通学定期乗車券の取り扱いについて

いつも阪神バスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、文部科学省から全国の小学校・中学校・高等学校（専修学校等において高等課程を設置しているものを含む）等の一斉臨時休校の通知が発出されました。これにより、通学定期乗車券が不要となった場合の払戻につきましては、今回の措置の趣旨を鑑みて、以下のとおりとさせていただきます。

【払戻額の算出方法】

2月28日以降の最終登校日を最終使用日として算出

※定期運賃－（経過日数（利用開始日～最終登校日）×片道運賃×2＋手数料520円）

※経過日数によっては払戻額が発生しない場合がございます。予めご了承ください。

【対象券種】

休校となった学校の児童・生徒の通学・学期・SP定期券

※大学・専門学校等に通学されるお客様の定期券は対象外となります。